

くじゅう地区管理運営協議会 寄付に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、くじゅう地区管理運営協議会（以下、「協議会」という。）規約第17条に基づき、寄付に関する適切な取り扱いを図ることを目的に、必要な事項を定める。

(寄付の種類)

第2条 協議会への寄付は次のとおりとする。

- (1) 一般寄付(金銭による寄付)
 - (2) 物品等による寄付
- 2 前項第2号の寄付は、協議会事務局と協議のうえ受領を決定する。

(寄付の申込)

第3条 協議会に寄付申込みがあった場合は、寄付申込書を徴するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 寄付者が個人の場合
- (2) 寄付金額が5,000円未満の場合
- (3) その他、寄付申込書を省略しても差し支えないと認められる場合

(受領の審査)

第4条 協議会に寄付申込みがあった場合は、当該寄付を受領することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 寄付の目的が協議会の活動と合致しないと認められる場合
- (2) 寄付によって協議会のイメージが損なわれる恐れがあると認められる場合
- (3) 寄付の受け入れに起因して、この協議会に著しく資金負担が生じる場合
- (4) この協議会の業務の遂行上支障があると認められる場合
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、社会通念上不相当と認められる場合

(寄付の依頼)

第5条 協議会に対する継続的な支援を確保するため、企業等に対し積極的に寄付の依頼を行うことができるものとする。

(寄付金の返還)

第6条 寄付の受領後に、次の各号のいずれかが判明した場合は、寄付を寄付者に返還することができる。

- (1) 第4条に該当する事由が判明した場合
- (2) 寄付申込書に虚偽の内容が記載されていた場合
- (3) その他、寄付者に不適切な行為があった場合

(附 則)

本規程は、平成28年5月31日から適用する。